

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
水窪九七九番一地先まで	児玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番一地先から同郡同町大字長浜字	区 間
二一・八〇	九・一五 九・三五	敷地の幅員 (メートル)
	四六二・〇〇	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考